

融研会報

2012年6月号



- 相談室から

債務整理の受任通知を受けた場合の処理について

- 融法Movement (行方洋一)

ABL普及のための銀行法施行規則等の一部改正案

- 金融判例紹介 (吉岡伸一)

抵当権付き債務を代位弁済した者は
民事再生によって求償権を減額されるのか？


- **連載** 融資実務における登記のポイント (鈴木龍介)

第12回 (最終回) 登記で行う信用調査

- 融資トピックス (高橋俊樹)

事業整理期の債務者に対する金融円滑化措置の出口対策

- 事務局からのお知らせ

 一般社団法人金融財政事情研究会

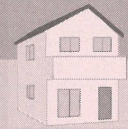
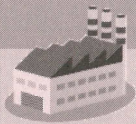
融資問題研究会

〒160-8519 東京都新宿区南元町19

(相談室) TEL (03) 5368-5955

(事務局) TEL (03) 5368-5956

FAX (03) 5368-5988



連載

融資実務における登記のポイント

第12回（最終回） 登記で行う信用調査

司法書士法人鈴木事務所 司法書士 鈴木龍介

1. 信用調査と登記情報

企業の信用調査は、企業の状況（過去・現状、財務等）を把握し、融資等の取引の判断材料とするために行うものです。民間の信用情報機関を利用した信用調査を行うことも少なくないと思いますが、法的バックボーン、コストや利便性を考えると登記情報を利用した信用調査も実務の現場では有効です。

今回は、初めて取引する企業に対して、インターネットによる「登記情報提供サービス」を中心にその他のwebサイトを活用した信用調査について紹介します。

2. 具体的な方法

まず、当該企業（A社）の商業登記情報を取得します。登記の有無により会社としての存否を確認します。あわせてA社のホームページがあれば、登記情報と齟齬がないかをチェックします。

次に、「公告をする方法」から具体的な掲載媒体に応じ、「インターネット版官報」等のwebサイトを利用して、いわゆる決算公告がなされているかを確認します。それが適法に行われていれば、一定のコンプライアンスに関する体制が確保されていると評価することができるとともに、A社のいわゆる決算期と、開示されている貸借対照表等から財務内容をチェックします。

商業登記の場合、登記事項の変更は実体上の変更の日から原則として2週間以内に登記をしなければならないことになっています。そこで、たとえば「役員に関する事項」の役員の変更日と登記日から、いわゆる登記期間が守られているかを確認し、A社のコンプライアンスに関する体制と管理能力をチェックします。

さらにA社の「本店」と「代表取締役の住所」から、それぞれの住所地について不動産登記情報を取得します。物件としての実在性を確認したうえで、自己所有であるかどうかをチェックします。自己所有の場合には担保の有無を確認し、担保が設定されていればメインバンク等をチェックすることができますし、共同担保目録から他の所有物件が判明する場合があります。賃借している場合には、その所有者が大手不動産業者等であれば、入居時にある程度の信用調査がなされていることが通常です。また、国土交通省が運営するwebサイトである「土地総合情報システム」等により、不動産の価格調査を行うことも有用です。

加えて、動産・債権譲渡登記について概要ファイル情報を取得します。登記の有無によりA社がABL等の動産・債権担保を活用しているかが判明します。登記がされている場合には、譲受人である取引先をチェックします。

3. 最後に

本コーナーでは1年間にわたり融資に関連する登記実務について連載して参りましたが、読者の皆様の業務の一助となりましたら、私にとって望外の喜びです。最後になりますが、あらためましてご愛読に感謝するとともに、皆様のますますのご発展をお祈り申し上げます。

（すずき りゅうすけ）司法書士・行政書士。司法書士法人鈴木事務所代表社員。株主総会事務、M&A等事業再編、企業再生を中心とする企業法務やABLスキーム等の担保の登記・法務手続に携わる。著書に『動産・債権譲渡登記の実務（補訂版）』（共著／金融財政事情研究会）、『Q&A東日本大震災と登記実務』（編著／商事法務）など多数。

<http://www.suzukijimusho.com/>